

総務 産業建設

【文責 田中副委員長】

②職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

要旨

長時間労働の是正のための人事院規則の改正により、時間外勤務の上限を設けることとするため、所要の改正を行うものである。

問 平成30年8月に人事院から出された「公務員人事管理に関する報告」の中には、「国民の信頼回復に向けた取り組み」「人材の確保及び育成」「働き方改革と勤務環境の整備等」の3つのポイントがある。今回の時間外勤務の上限変更は「働き方改革と勤務環境の整備等」に關しての対応だが、他の2つのポイントについての対応はどうか。

金澤委員

勤務環境の整備について 町の取組みは？

答 改革プランの220人に向けて人材確保を図るほか、人事評価、職員研修等の実施により人材育成に努めている。今後も報告の趣旨を踏まえて対応していく。

問 国の例が示されているが、町としての具体的な内容が示されていないのはなぜか。

また、時間外勤務命令の上限時間を松前町の実態に即した時間設定にしないのはなぜか。

田中委員

答 想定される業務として国政選挙や会計検査などが挙げられるが、具体的な事務内容は現在検討中である。時間に関しては、人事院規則を準用している。まずは国が示す時間で運用し、今後本町の実態を見ていきたい。

問 時間外労働削減のための施策として、残業の事前承認制度は活用しているのか。

また、過重勤務者に対する健康診断は。

田中委員

答 所属長が必要性を確認したうえで承認している。月60時間を超過している職員に対しては、所属長による面談で進捗状況、健康状態等を確認している。

(全員一致で可決)



改良住宅の 入居収入基準を適正に！

③松前町営住宅管理条例の一部を改正する条例

要旨

認知症である者、知的障がい者、精神障がい者等であつて、収入の申告等を行うことが困難な事情にある者に対する、町営住宅の家賃の額の決定方法に関する規定を整備するため、所要の改正を行うものである。

問 公営住宅法施行令及び公営住宅法施行規則の施行日は平成29年7月26日であるが、法改正された時の条例改正の仕組みはどうなっているのか。

金澤委員

答 他の市町と連携を図り情報収集をしながら行っている。また、総務課から法改正情報を得て実施している。

問 改良住宅収入基準額をなぜ改正するのか。

影岡委員

答 入居する際の収入要件の中に収入基準があり、それが誤っていたため変更するものである。

法令の規定より収入基準が高い入居者が2世帯あつたが、改正前の条例で入居しており、現在、収入超過もないため問題はないと考える。

問 承継の収入基準額を31万3千円に引き上げようとする理由は。

田中委員

答 愛媛県をはじめ近隣自治体は収入基準額が31万3千円であり、同額としたものである。

問 「町営住宅の入居条件が厳しくなると入居できない」との声もあるが、収入基準額の金額設定の根拠は何か。

村井委員

答 住宅地区改良法施行



改良住宅の外観より

令で金額が規定されている。条例改正の結果として収入基準額が下がることになるが、適正であると考えている。今回は町営住宅でなく、改良住宅に関するものである。一定地区の方を対象に整備されたもので、そこに一般の方が入居する場合は厳しくなることについて、御理解いただきたい。

(全員一致で可決)